平成２１年（フ）第１５９号
鹿児島県曽於市財部町南俣2041番地
債務者　岡元　　学
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
福井県今立郡池田町水海第53号８番地
債務者　森田しのぶ
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８８号
福井県今立郡池田町水海第53号８番地
債務者　森田　章嗣
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
福井市桃園１丁目６番５号　明里団地簡二34号室、旧住所福井市みのり４丁目６番33号コーポみのり301
債務者　中澤　幹雄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２８号
福井市大宮２丁目10番20号　福千代ビル２―Ｃ号、旧住所福井市経田１丁目504番地
債務者　竹澤美由紀
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３８号
福井県鯖江市水落町１丁目７番13号
債務者　横山　　晃
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４９号
福井市宝永２丁目３番12号　タキコーポ３号室、旧住所福井市開発１丁目1110番地
債務者　河野　民雄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５６号
福井県鯖江市戸口町第16号７番地１
債務者　揚原　昭男
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
福井県大野市元町10番21号
債務者　眞柄　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
福井市和田２丁目907番地　コーポ松信203号
債務者　木村　美紀（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２６３号
長野県上水内郡飯綱町大字黒川1824番地４
債務者　近藤　明彦
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９１号
長野市大字南堀16番地３
債務者　桑山　眞澄
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
長野市丹波島３丁目794番地１
債務者　小林由美子（旧姓川原）
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２９７号
長野市大字柳原1428番地１Ａ１―211号室
債務者　福澤富美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８７号
兵庫県宝塚市美座２―19―10ゴールデングリタ宝塚407、住民票上の住所兵庫県宝塚市南口２丁目８番15号
債務者　山中　昌子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９２号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番21―104号
債務者　波多野正男
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５４１号
兵庫県西宮市名塩さくら台２丁目13番地２
債務者　岡　　和子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７３４号
兵庫県西宮市上ケ原山手町２番23号　レオパレスオアシス山手102
債務者　酒井　秀人
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係